

事業主
事業所担当者 各位

東京都農林漁業団体健康保険組合
業 務 課

適用関係書類のご提出について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、厚生労働省保険局保険課からの事務連絡「健康保険組合における資格確認の円滑な実施に向けた資格取得届の速やかな提出のための事前点検について」に基づき、各種届出等の事前点検をさせていただくことといたします。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、資格情報入力までのタイムラグ等への対応として、資格取得が確実に見込まれる方については積極的に入社前の情報収集を行ってください。

記

①資格取得予定日の2週間前より受付させていただきます。(任意継続資格取得申出書も含む。)

※保険証・資格喪失証明書の交付等、速やかな処理を希望される場合は、事前点検をご利用ください。

《注》事前点検の場合も資格取得届・異動届（新規・追加）への個人番号記載は必須です。

②令和6年度は、令和6年4月1日（月）が最初の稼働日となるため、保険証等の発送も同日が最短となります。(取得日前の発行はいたしかねますのでご了承ください。)

③令和6年4月適用分については、個別送付をご希望いただいた場合でも全て事業所送付へ変更させていただきます。(事業所送付へ変更する旨の連絡はいたしません。)

※手続き効率化のため、電子申請並びに電子媒体（CD）でのご提出もご検討ください。

<電子申請で申請いただける届出>

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届

以上

【お願い】届出作成並びに提出業務を社会保険労務士に委託されている場合は、こちらのお知らせのコピーを必ずお渡しいただき、提出方法・提出時期をご検討ください。